

助教等「新教員制度」に関する文科省緊急会見 －教育研究を主たる職務の者が新助手となれば 法改正の趣旨に反する－

平成18年10月12日に全大教は文科省との会見を行いました。この席で文科省から、以下の見解が示されました。

1. 新教員制度では、助教は教育研究を主たる職務とするもの、助手はその補助を行うもの、と明確に分けている。
2. したがって、教育研究を主たる職務とするものが新助手として残ることは趣旨に反する。

文科省は、本学法人がこれまで説明してきた「助手と助教は同等に扱う」、「現職助手が任期制に同意しない場合は助教ではなく、助手とする」という扱いを、特に指して法の趣旨に反すると明言しました。

これまで組合は、全助教への任期制導入は「教員任期法」の趣旨に反すると指摘してきましたが、少なくとも現職助手を助教とする場合に任期を付すことは労働条件の一方的不利益変更となります。

「昇給に関わる勤務成績評価要領案」 に関する交渉の報告

平成18年9月29日付けで教職員に意見を求められている、昇給に係る勤務成績評価実施要領案に関して、質疑ならびに意見陳述のために10月11日に交渉を持ちました。その概要を報告します。

交渉において、以下の意見を法人側に伝えました。

1. 基準を示してから実施までの期間が短いため公平さに欠ける
2. 評価が実情に合うかどうかのチェックが無い。評価の試行により適切な評価

が行える準備期間が必要。

この 1. については特に、10月に基準を提示して、1月には給与に反映させるやり方はアンフェアかつ拙速であるとして、来年1月の昇給時には評価結果を直接反映させないよう強く求めました。法人側は理屈の上ではよく分かるとしながらも、要求には難色を示しました。

法人からは以下の意見が述べられました。

1. 昨年行うことの出来なかった特別昇給を行うために勤務評価を用いたい。
2. 評価にはこれからも改善が必要であると考えており、今回は初めての評価になるので、評価による昇給の差を小さく設定している。

法人はこの 2. の内容および「案」の中の「平成18年度は試行的に実施」の具体的内容としてA, Bの区分をなくす考えを明らかにしました。

また、具体的な評価方法について以下の点を指摘しました。

1. 評価期間を1年とするのは適切かどうか。
2. 教員の評価調書における自己評価項目は絶対評価的項目が多く、実情にそぐわないおそれがある。
3. 教員の1次評価者(部門長等)が全教員を適切に評価できるか疑問である。
4. 勤勉手当の場合と異なり、2次評価者の代わりが昇給審査会となり、きめ細かな評価が出来ないおそれがある。
5. 技術職員、看護師の評価調書が提示されていない。
6. 授業評価アンケートを評価調書の項目に入れるのは教育をゆがめるおそれがある。

4. に関して法人から、基本給の査定は勤勉手当の査定よりも重要であるために、勤勉手当とは異なる手続きにしている、という趣旨の発言がありました。

組合としては、平成18年4月1日から同年12月31日までの期間における業務評価は評価システム改善のための試行に留め、ここで得られた評価を昇給の決定に用いず、従来の運用とすることを求めます。